

指名停止中の事業者一覧

令和8年2月13日 現在

法人名	法人番号	住所	指名停止期間	該当事項	指名停止理由
クレハ建設株式会社	6380001012793	福島県いわき市錦町綾ノ町1 6番地	R8.2.13 ~ R8.3.26 (6週間)	指名停止措置要領別表第2第13号(建設業法違反行為)	当該事業者は、福島県内及び茨城県内で請け負った民間発注の工事において、建設業法第3条第1項の許可を受けずに建設業を営むものと同法施行令第1条の2第1項で定める軽微な建設工事の範囲を超えて下請契約を締結した。このことが、建設業法第28条第1項第6号に該当するとして、東北地方整備局長より営業停止処分(10日間)を受けた。
有限会社兼平	8012402005980	東京都国立市青柳2丁目10番14号	R8.1.9 ~ R8.2.19 (6週間)	指名停止措置要領別表第2第13号(建設業法違反行為)	当該事業者は、東京都内の公共工事において、建設業法第3条第1項第2号の規定に違反して、特定建設業の許可を有していないにもかかわらず、下請代金の額が建設業法施行令第2条に規定する金額以上となる下請契約を締結した。このことが、建設業法第28条第1項第2号及び同条第3項に該当するとして、東京都知事より営業停止処分(7日間)を受けた。
株式会社ニッパツパーキングシステムズ	1020001085203	神奈川県横浜市西区北幸2丁目8番19号横浜西口Kビル6階	R8.1.6 ~ R8.2.16 (6週間)	指名停止措置要領別表第2第13号(建設業法違反行為)	当該事業者は、令和3年から令和6年の間に東京都及び神奈川県で実施した複数の建設工事において、建設業法第26条第1項の規定に基づき、主任技術者として資格を有する者を工事現場に配置すべきところ、これに違反して適切な配置を行わなかった。このことが建設業法第28条第1項第2号に該当するとして、令和7年8月1日、神奈川県知事より営業停止処分(15日間)を受けた。
東京ガスコミュニケーションズ株式会社	8010401000838	東京都新宿区西新宿3丁目7番1号新宿パークタワー7階	R8.1.6 ~ R8.3.5 (2ヶ月)	指名停止措置要領別表第2第13号(建設業法違反行為)	当該事業者は、東京都内の複数の民間工事において、建設業法第26条第5項の規定に違反して、資格要件を満たさない者を監理技術者として工事現場に配置した。このことが建設業法第28条第1項第2号及び同条第3項に該当するとして、令和7年10月23日、東京都知事より営業停止処分(22日間)を受けた。
京葉ガスエナジーソリューション株式会社	6040001026134	千葉県市川市鬼高四丁目3番5号	R7.12.19 ~ R8.2.18 (2ヶ月)	指名停止措置要領別表第2第8号イ(競売入札妨害又は談合)	当該事業者の従業員(当時)は、千葉県が発注する配水管工事において、千葉県企業局の職員から漏洩された予定価格をもとに入札し公正を害したとして、令和7年7月3日、千葉地方検察庁に公契約関係競売等妨害の疑いで略式起訴された。
株式会社ジェイアール東日本企画	7011001029649	東京都渋谷区恵比寿南1丁目5番5号	R7.11.11 ~ R8.8.10 (9ヶ月)	指名停止措置要領別表第2第15号(不正又は不誠実な行為)	当該事業者は、国土交通本省及び観光庁が令和5年度に交付した補助金2件に関して、実際の従事状況に基づくことなく算定した人件費を、当該補助金交付のため必要な実績報告書等に記載して国土交通本省等に提出し、補助金を過大に請求していた。